

三鷹市生涯学習プラン2022第1次改定素案に係る市民意見への対応について

凡例

- ①計画に盛り込みます。……………:意見を概ね提案どおりに盛り込むもの。
 ②計画に趣旨を反映します。……………:意見の趣旨を計画に反映するもの。
 ③対応は困難です。……………:趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの。
 ④事業実施の中で検討します。……………:事業実施段階で判断するもの。
 ⑤既に計画に盛り込まれています。………:既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの。
 ⑥その他……………:その他の意見など。
 ※ページは、計画(第1次改定)のページを示しています。

	ページ	施策名	市民意見	対応の方向性	
1	P.5	第1編総論 第1部計画の前提 1 計画の基本目標～三鷹市の目指す生涯学習～	「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」が基本目標だそうだが、「学びの成果」に疑問を持った。成果とは誰がどの様に判断するのか？ 私は「ともに学び、学びを生かし、文化を育てる」が目標ではないかと考える。	⑤その他	基本目標にある「学びの成果」は、個人の自己実現や、地域の中で人と人のつながりを通して受け継がれていくものと捉えています。それが文化を育てることでもあると考えます。
2	P.6	第1編総論 第1部計画の前提 2 計画の位置付け (2)三鷹市自治基本条例・基本構想・基本計画の実現	三鷹市は、自治基本条例、非核都市宣言、世界連邦都市宣言、基本構想等々、誇るべき決議をしてきている。市制を司る方々には、時の国家権力の志向に流されおもんねることなく、地方自治体から、あるべき地域、国家、世界の姿を発信する気概を持ってほしい。	⑥その他	三鷹市は、市政運営における最高規範である自治基本条例に基づき、国、東京都に対し、適切な政府間関係の確立が図られるよう取組を積極的に行うとともに、「市の率先行動の基本原則」により、人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、率先して行動するよう努め、地方自治体としてのあるべき姿を発信していきます。
3	P.19	第1編総論 2 計画の基本的視点 (1)生涯学習振興行政の総合的推進	社会教育にかかわる「三鷹市社会教育会館条例」を現状のまま存続させてほしい。社会教育会館の事業を「教育委員会」のもと教育機関である「社会教育会館(公民館)」の所管としてほしい。	③対応は困難です。	生涯学習センターは、これまで学習ニーズがありながら利用できなかったより多くの人々に参加していただけるよう、多世代に渡る市民のより多様な学習ニーズに応えるとともに、各行政分野や民学産公の生涯学習資源との協働によるネットワーク型推進体制の拠点とするため、社会教育法の公民館の位置付けではなく、地方自治法に規定する公の施設として設置します。また、生涯学習の所管を市長の部局に移管します。
4	P.19	第1編総論 2 計画の基本的視点 (1)生涯学習振興行政の総合的推進	「生涯学習推進体制の充実そして庁内推進の強化」がまとめられているが、これは教育委員会の生涯学習課が担うべきで、下連雀から新川に移転する社会教育会館の業務とは考えられない。これが実行されれば、社会教育会館は破滅する。	③対応は困難です。	社会教育を含む生涯学習の一層の振興を図るため、生涯学習センターは、生涯学習の総合的推進の拠点施設の一つとして位置付けるとともに、組織改正を行い、各行政分野や民学産公の生涯学習資源との協働によるネットワーク型の全市的な生涯学習推進を効果的に行っていくための組織体制とします。

	ページ	施 策 名	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性	
5	P.19	第1編総論 2 計画の基本的視点 (1)生涯学習振興行政の 総合的推進	今回の「素案」では、生涯学習課を教育センターから、市長部局に移管することが目論まれているが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条(職務権限の特例)では、市長部局の移管はスポーツと文化に限られ、社会教育に関しては、市長部局では関与できない。 同法第21条(教育委員会の職務権限)では、「青少年の教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること」が職務権限とされている。スポーツ、文化と違って公民館および社会教育は、教育委員会にあり、市長部局ではないことは明白である。	⑥その他	教育委員会の権限に属する事務であっても、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関である職員に補助執行させることにより、その一部を市長部局の所管とすることが可能です。
6	P.19	第1編総論 2 計画の基本的視点 (1)生涯学習振興行政の 総合的推進	社会教育の所轄は市長部局ではなく、教育委員会であるべきである。	③対応は困難です。	三鷹市では、現在も教育委員会だけでなく福祉、健康、環境など庁内各行政分野において生涯学習の事業が行われています。それらの行政分野と連携し、社会教育を含む生涯学習の振興を、さらに総合的・効果的に推進していくため、市長部局に移管するものです。
7	P.19	第1編総論 2 計画の基本的視点 (1)生涯学習振興行政の 総合的推進	社会教育会館の事業を従来どおり教育委員会の所管とし、市民の自律的教育権を保障することを要望する。	⑥その他	三鷹市では、現在教育委員会だけでなく福祉、健康、環境など庁内各行政分野において生涯学習の事業が行われています。それらの行政分野と連携し、社会教育を含む生涯学習の振興を、さらに総合的・効果的に推進していくため、市長部局に移管いたします。生涯学習センターは、市民の生涯にわたる主体的な学習を保障する場として設置するものです。
8	P.20	第1編総論 計画の基本的視点 (3)生涯学習を支援する 環境整備	「『民学産公』の知的資源を活用した人財育成プログラム等と連携」とのことだが、ネットワーク大学は、そもそもどれほどの市民ニーズに对应しているのか、検証されているのか？コンテキストからは、将来「市民大学」が「ネットワーク大学」に包摂されるようなニュアンスを感じるが、具体的な計画があるのか？	⑥その他	三鷹ネットワーク大学は民学産公の協働により、研究開発やサロン事業等を含む事業を展開しており、年間10,000人以上が講座を受講し、年代も20代から60代まで偏りなく、高い満足度を示しています(詳細はホームページで公開されている事業報告書でご覧になれます)。これに対し、市民の生涯にわたる主体的な学習を保障する場として設置する生涯学習センターでは、これまでの「市民大学」事業を継承するほか、多様な市民ニーズに応じて学習活動を支援する多彩なプログラムを提供していきます。「市民大学」がネットワーク大学に包摂されるような計画は全くありません。
9	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・ 元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～ 生涯学習の拠点	生涯教育を三鷹市における「学びの循環」に加えて、日本や世界の諸問題が身近な問題となっている視点を見出し、自分の考えをしっかりと持った市民力が三鷹市に求められていると思う。これらを支援する最高のカードは「伝統のある市民大学総合コース」にあると確信している。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど市民が企画と運営に関わる事業を、継続して実施することとしています。

	ページ	施策名	市民意見	対応の方向性	
10	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	一昨年、社会教育会館移転をきっかけに市民大学を見直す方針が打ち出された。しかしその内容は現行の市民大学とは大幅に異なる形態であることを知った。 教育基本法、社会教育法、三鷹市社会教育会館条例で守られ、社会教育事業として運営されていた市民大学が新しく生涯学習センター設置条例をつくり生涯学習事業として運営されることになると云うものだ。名前は似ているが中身は全く異なるものと私は解釈している。	⑥その他	これまで市民大学を見直す方針を打ち出したことはありません。生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど市民が企画と運営に関わる事業を、継続して実施することとしています。
11	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	社会教育会館条例を廃止して生涯学習センター設置条例にする正当な理由の説明がない。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターは、これまで学習ニーズがありながら利用できなかったより多くの人々に参加していただけるよう、多世代に渡る市民のより多様な学習ニーズに応えるとともに、各行政分野や民学産公の生涯学習資源との協働によるネットワーク型推進体制の拠点とするため、社会教育法の公民館の位置付けではなく、地方自治法に規定する公の施設として設置することとしました。
12	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	半世紀近く続く三鷹市民大学は三鷹市の誇るべき文化である。友人、知人に市民大学のことを語ると誰もがうらやましがる。次世代の若者たちのためにも是非現状のまま市民大学を存続させてほしいと思う。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど、市民が企画と運営に関わる事業を継続して実施することとしています。
13	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	48年の歴史を誇る市民大学「総合コース」は市民自治の企画・運営により多くの学習生が学習の成果と絆を生かし地域の活性化に寄与している。 市民の自治・運営の仕組みを存続することこそが地域全体の発展につながり次世代へと受け繋がれて行く基盤となると確信致している。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど、市民が企画と運営に関わる事業を継続して実施することとしています。
14	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	「多彩な生涯学習プログラム」と謳われているが、具体的なイメージが結びづらいと考える。	④事業実施の中で検討します。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど社会教育会館から引き継ぐ事業とともに、参加と協働によるまちづくりを推進するためのプログラムや、多世代に渡る市民のより多様な学習ニーズに応えるプログラムを提供していきます。具体的には、今後、開館に向けた準備を進める中でお示ししていきます。「生涯学習プラン2022」に掲載している「市民満足度・意向調査(報告書)」では、今後行いたい生涯学習活動として、趣味的・教養的なもの、健康法、語学、さらにボランティア活動やまちづくりに関するものなどの希望が多いという結果を得ていますので、こうした調査結果も参考に検討していきます。
15	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	「生涯学習センター(仮称)」の利用時間枠を現行よりタイトにしても、市民大学を始めとして様々な自主グループの活動をそのまま移行するのが精一杯ではないかと感じる。	⑥その他	利用時間区分については、現在の社会教育会館では1日3コマですが、生涯学習センターでは1日4コマを確保します。また、休館日は現在週1回ですが、生涯学習センターでは月1回とし、祝日も開館するなど、利用時間区分は現在よりも大幅に増えることとなります。

	ページ	施 策 名	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性	
16	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	多彩な生涯学習プログラムが、物理的にどのようなプランで展開されるのか、市民にわかり易く提示されないと、画餅になりそう。 総花的な表現ではなく、市民に納得の得られる、具体性を盛り込んだ表現による素案を期待している。	④事業実施の中で検討します。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど社会教育会館から引き継ぐ事業とともに、参加と協働によるまちづくりを推進するためのプログラムや、多世代に渡る市民のより多様な学習ニーズに応えるプログラムを提供していきます。具体的には、今後、開館に向けた準備を進める中でお示ししていきます。「生涯学習プラン2022」に掲載している「市民満足度・意向調査(報告書)」では、今後行いたい生涯学習活動として、趣味的・教養的なもの、健康法、語学、さらにボランティア活動やまちづくりに関するものなどの希望が多いという結果を得ていますので、こうした調査結果も参考に検討していきます。
17	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	生涯学習センター(仮称)への名称変更でなく、社会教育会館の名称のままにしておいてほしい。	③対応は困難です。	三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備する新たな生涯学習の拠点の名称は、多世代に渡る市民の生涯学習ニーズに応える学習活動を支援する施設にふさわしい名称として「生涯学習センター」とします。
18	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	公権力が担う教育行政の施策は、教育内容には踏み込まず条件整備・環境整備に特化するものになった(教育基本法第12条)。従い、社会教育の「奨励」及び「振興」に努めることに限定され、教育内容に踏み込む危険がある行政と市民との「協働」は認められない。	⑥その他	教育基本法第12条の規定では、国及び地方公共団体が、社会教育の奨励や振興に努めなければならないと規定していますが、「教育内容に踏み込まず、条件整備・環境整備に特化する」とは規定していません。市が主催する講座については、その内容についても最終的に市が責任を持って行うことになります。総合コースのように、市が主催する講座のプログラムを市民と市が協働で企画し、市が受講生の主体性を活かして講座を運営する場合についても、同様と考えています。
19	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	総合コースの内容は、指定管理者の中に位置づけて継承していくといわれるが、具体的に何をめざしているのか今回の「素案」では、まったく不明である。一般に管理運営において民営化、市場化を目的とする指定管理者制度を導入することで、人件費他経費の削減、民間ノウハウの取り入れといったメリットがあるが、具体的な説明がない。なぜ「直営」ではダメなのか説明は何もない。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターの指定管理者制度の導入については、三鷹市芸術文化振興財団を発展的に改組した新たな財団を指定管理者とすることにより、市、市民、関係団体と指定管理者との協働による運営を可能にし、これまで社会教育会館で行ってきた事業を継承しつつ、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活かして多様な市民ニーズに対応する魅力的な事業を展開し、市民サービスの質の向上をめざすとともに、効率的な経営により経費の削減を図ります。
20	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	「個別法があれば、それが優先する」ため、公民館、図書館・博物館などの教育機関であれば、社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政法の個別法が指定管理者制度に優先する。	⑥その他	地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」については、社会教育法などを含めて排除規定はなく、公の施設全般について適用の可能性があります。
21	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	社会教育会館は社会教育会館(公民館)の名称のまま移転する権利があり、隣接する市町村(八王子、府中、小金井、調布、武蔵野、杉並、中野等々)は「公民館関連条例」を存続させている。	⑥その他	教育基本法第12条第2項では「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定しており、社会教育の振興に関する方法については幅広い選択肢があり、公民館を必置とし存続させなければならない根拠はありません。また、現在条例で設置されている公民館は東京都23区にはなく、26市のうち7市には公民館がありません。

	ページ	施策名	市民意見	対応の方向性	
22	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	指定管理者が憲法第26条の学習権・教育権、教育基本法、そして社会教育法の理念をどう継承するのか。民間の利益追求団体には継承は不可能であるといわざるをえない。	⑥その他	生涯学習センターなど公の施設の設置及び管理については、三鷹市が最終的な責任を持つものです。三鷹市と指定管理者との業務の協定等の中で、必要とされる理念を継承していきます。
23	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	社会教育法第3条では地方自治体の「任務」を規定している。48年間守り通してきた社会教育会館の建設には文科省から補助金を取得してきた。この「任務」は今後とも継承することを改めて確認したい。	⑥その他	社会教育法第3条の地方公共団体の任務については、引き続き遵守していきます。
24	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	公民館運動を支えている社会教育法第12条や第3条があることから、社会教育会館を廃止し、生涯学習センター(仮称)へ名称変更することは社会教育法を守る視点からして認められるものではない。	⑥その他	引き続き、社会教育法第3条や第12条の規定に基づき地方公共団体の役割を果たしていきます。 三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備する新たな生涯学習の拠点の名称は、多世代に渡る市民のより主体的で多様な学習ニーズに応える生涯学習活動を支援する施設とするため、「生涯学習センター」とします。
25	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	教育委員会制度は地方自治体の一般行政から独立した制度として教育が不当な支配に服することなく、国民に対して直接責任を負って行うべき自覚が必要であるとしている。すなわち、「素案」がのべる公民館を廃止し「生涯学習センター」として指定管理者において継承することは、認められるものではない。	⑥その他	教育委員会の職務権限に属する社会教育に関する事務は、地方自治法第180条の7により、普通地方公共団体の長の補助執行機関である職員に補助執行させ、地方自治法第244条の2第3項により指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとなります。また、地方公共団体には、公民館の設置義務はなく、廃止は可能と考えています。
26	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	三鷹市芸術文化振興財団を改組した新財団が管理運営することへの危惧、不安を覚える。それぞれ特性の違うスポーツ、文化、芸術をすべて丸ごと管理運営して齟齬はないのか。	⑤既に計画に盛り込まれています。	スポーツ、文化、芸術はいずれも社会教育や生涯学習に含まれるもので、改組により新たな体制を整えた新財団が管理運営していくことで、総合的かつ効率的な事業運営が図れるものと考えています。
27	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	事業そのものを民間事業者にアウトソーシングすることも出てくると考えられ、市場主義に翻弄される可能性が高くなるのではないかと。自主・自立の精神が失われて三鷹の文化水準が低下するのではと懸念される。 学校教育と社会教育の連携・融合で、地域の再構築を図るには、参加と自治、創造が大事であると考え。社会教育の価値は数値化出来ないだけに、市場主義に振り回され、いずれ行政改革の対象になりやすいのではと危惧している。	⑥その他	生涯学習センターなど公の施設の設置及び管理は、行政(三鷹市)が責任を持つものです。自治基本条例に基づき、参加と協働のまちづくりを推進してまいります。指定管理者には、市から生涯学習センターや総合スポーツセンターの業務内容を協定書等で規定し、必要な指示をすることができますので、ご指摘の懸念や危惧はないと考えています。
28	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備 ア生涯学習センター～生涯学習の拠点	新しくできる生涯学習センター(仮称)は、教育機関として質の高い学習機会を、市民の自主的な企画・運営も保障・提供してほしい。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど市民が企画と運営に関わる事業を、継続して実施することとしています。また、利用者懇談会を設置し、市民のご意見を反映する機会を設けます。

	ページ	施策名	市民意見	対応の方向性	
29	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	今後の条例に社会教育の理念、特に社会教育法3条と12条の理念を盛り込むことを期待する。	⑥その他	生涯学習センター条例には、その目的に社会教育を含む生涯学習の振興を図る旨を明記して設置します。引き続き社会教育法第3条と第12条の規定を遵守していきます。
30	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	48年の歴史をもつ社会教育会館「市民大学総合コース」、および自主講座は、市民のニーズに合致した企画として毎年好評で、昨今では抽選に当たるのが難しいほど多くの応募者があり、市が誇りを持って継続推進していくべき事業である。	⑤既に計画に盛り込まれています。	生涯学習センターでは、市民大学総合コースなど市民が企画と運営に関わる事業を、継続して実施することとしています。
31	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	「指定管理事業者」が生涯学習事業および講座を企画し実施する、という、管理運営計画は、教育基本法第7条、第10条に抵触するものである。行政は国民全体に対し直接に責任を負うと規定されている。またそれでは、市民の自律的な学習権を阻害しかねず、社会教育法第3条、第12条にも抵触すると思われる。	⑥その他	公の施設の設置及び管理については、指定管理制度を導入しても、三鷹市が責任を持つものです。地方公共団体が社会教育施設に指定管理者制度を導入することは、教育基本法、社会教育法に抵触するものではありません。指定管理者には、市から生涯学習センターや総合スポーツセンターの業務内容を協定書等で伝え、必要な指示をすることができますので、市民の自律的な学習権を阻害することはないと考えています。
32	P.24	第1編総論 3 計画の重点事業 (1)三鷹中央防災公園・元氣創造プラザの整備 ア 生涯学習センター～生涯学習の拠点	三鷹市社会教育会館条例の現在どおりの存続を要望する。	③対応は困難です。	新しくできる生涯学習センターは、地方自治法第244条に規定する公の施設として、生涯学習センター条例を制定し、その目的に社会教育を含む生涯学習の振興を図る旨を明記して設置します。
33	P.50	第2編各論 第2部施設の内容 3 生涯学習の支援	学ぶのが困難な人にも開かれた「学びの場」であることを担保してほしい。	⑤既に計画に盛り込まれています。	「基本施策3 生涯学習の支援」の中で、学習が困難な人への支援を記述しています。また、生涯学習センター条例では、その目的に、市民の主体的な学習を保障することを掲げます。